

建物共済重要事項説明書

この説明書は、農業共済組合の建物共済への加入に当たり、あらかじめ承知おきいただきたい重要事項を整理したものです。よくご覧願いますとともに、この説明書でわかりにくい点、また、詳細については「共済約款」をご覧いただくか、農業共済組合にお問い合わせください。

1. 加入申込みと契約の成立

建物共済の契約は加入される方が建物共済加入申込書に必要事項を記入・押印して申し込み、農業共済組合がその申込みを受諾したときに成立します。

加入申込書には事実をありのまま、正確に記入されるようお願いいたします。記入内容が事実と異なるときは、契約の解除や共済金が支払えなくなる場合があります。また、提出後、記入内容の誤りに気付いたときは速やかに農業共済組合に連絡をお願いします。（加入申込書の告知事項★印の告知内容をご確認ください）

2. 共済金の算定

共済金は、損害の額を基に、建物・家具類（以下「建物等」といいます。）の評価額に対する共済金額（総合共済加入の場合、地震の事故は50%を乗じます。）の割合に比例して算定します。そのため、建物等の評価額一杯までの加入をお勧めします。

3. 共済金をお支払いする場合

建物共済は以下の事故が発生した場合、共済金をお支払いします。

共済種類	共済目的に生じた事故内容
火災	火災、落雷、破裂又は爆発、建物の外部からの物体の落下・飛来・衝突・接触又は倒壊（自然災害の事故による損害は除きます。）、建物内部での車両の衝突又は接触（自然災害の事故による損害は除きます。）、給排水設備に発生した事故に伴う水漏れ（自然災害の事故による損害は除きます。）、盗難により生じたき損・汚損、騒乱・集団行動による暴力・破壊行為
総合	（上記火災共済の事故内容に加えて） 自然災害（台風、旋風、突風、暴風雨、洪水、豪雨、なが雨、高潮等の風水害、降雪、雪崩れ等の雪害、土砂崩れ、崖崩れ、地滑り、地震及び噴火並びにこれらによる津波、その他これらに類する自然現象（凍結、腐食、老朽化及び地質上の地盤沈下を除きます）

注1＝共済金は、損害の額を基に、建物等の評価額に対する共済金額の割合に比例して算定します。

注2＝地震及び噴火並びにこれらによる津波の事故は損害割合が建物5%以上、家具類70%以上の場合から対象とし、補償は共済金額の50%を限度とします。

注3＝自然災害は損害額が、建物・家具類の評価額が5%を超える額、又は1万円を超える額の場合から支払対象となります。

4. 損害防止及び事故発生の通知

加入した建物等に通常すべき管理と損害防止を行うとともに、事故発生の際は損害の防止又は軽減に努めてください。また、当該建物等に損害が発生したときは遅滞なく、農業共済組合に事故発生の通知をするとともに、事故確認が終了するまで現場保存にご協力願います。

5. 共済金を支払えない場合

契約期間中に発生した事故であっても、次のような場合には共済金を支払できません。

- (1) 加入者（加入者でない方で共済金を受取る方も含めます。）又はそれらの方の法定代理人の故意又は重大な過失によって生じた損害
- (2) 加入者と同じ世帯に属する親族の故意によって生じた損害
- (3) 建物等が本来持っている性質・欠陥及び事故発生の際の紛失・盗難
- (4) 加入者の損害発生通知の怠り及び故意・重大な過失による事実と反する通知
- (5) 「通知義務」、「告知義務」又は「重大な事由による解除」により契約を解除した場合
- (6) 損害調査等に必要な書類の偽造・変造、調査の妨害及び支払い請求を3年間怠ったとき…など

6. 重大事由による解除

- (1) 共済金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと
- (2) 共済金の請求について詐欺を行い、また行おうとしたこと
- (3) 農業共済組合の契約者の信頼を損ない、契約の存続が困難な重大な事由があった場合

7. 契約期間中の異動通知

契約期間中に加入申込みのときと異なるような事実が発生した場合には速やかに農業共済組合にご連絡をお願いします。加入者がこの通知を怠ったときは共済金を支払えなくなったり、契約を解除・失効しなければならない場合があります。（加入申込書の通知事項☆印の通知内容をご確認ください）

- (1) 譲渡、移転、解体、増改築、用途・構造の変更及び15日以上にわたって修繕するとき
- (2) 危険が著しく増加するとき…など

8. その他のご説明

(1) 超過共済による共済金額の減額

ア. ご契約の際に設定された共済金額が共済目的の価額を超えていたことについて、共済契約者の善意でかつ重大な過失がなかった場合、共済契約者はその超過する部分について、ご契約日から取り消すことができます。

イ. ご契約後に共済目的の価額が著しく減少し共済金額が共済価額を超過した場合、共済契約者はその超過した部分について、超過した時から先の期間について共済金額の減額を請求することができます。

(2) 共済掛金等の返還・追加

ア. 通知義務事項等により、契約内容の変更又は契約を解除した場合、約款等の規定により掛金等を返還又は追加請求をします。

イ. 解除の理由によっては、掛金等を返還しない場合があります。

※農業共済組合は行政庁の指導のもと、事業の健全な運営に努めるとともにその保有する共済金支払い責任を全国農業共済組合連合会と保険契約を締結して危険分散を図るなど、共済金の確実な支払いに努めておりますが、財務状況によっては共済金等の支払額が削減されることがあります。詳しくは農業共済組合にお問い合わせください。